

訴訟事件の判決について

1 事件名

損害賠償（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所 平成22年（行ウ）第11号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区長

被告補助参加人 中野区民

3 訴訟の経過

平成22年(2010年)1月 7日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成23年(2011年)1月14日 東京地方裁判所で訴え棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、中野区が、中野区納税貯蓄組合補助金交付条例（以下「条例」という。）に基づき、中野納税貯蓄組合連合会（以下「中野納連」という。）に対して金267,000円の補助金を交付したことについて、中野区の住民である原告が、組織の実体がなく健全に育成されていない中野納連に補助金を交付することは、本件条例の定める補助金交付の目的に違反し、違法であると主張して、中野区に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、中野納連会長A（被告補助参加人）及び中野区長である田中大輔個人に上記補助金相当額の損害賠償請求をすることを求める住民訴訟である。

5 請求の趣旨

- (1) 被告は、中野納連会長A（被告補助参加人）に対し、金267,000円及びこれに対する平成20年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (2) 被告は、田中大輔に対し、金267,000円及びこれに対する平成20年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用（補助参加によって生じたものを含む。）は、原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 前提事実及び認定事実からすると、中野納連が実体のある組織又は団体であることは明らかである。

イ また、本件補助金の交付対象事業とされた会報の発行は、納税貯蓄組合法第10条の2に定める連合会の目的に沿うものであるから、これに対して補助金を交付することは、中野納連及びその構成員である各組合の健全な育成を図るという本件条

例の目的に合致するということができ、また、これに対して補助金を交付することが相当でないというべき特段の事情があるとも認められない。

ウ よって、中野納連に実体がなく、また、中野納連の運営等に問題があることを理由に本件補助金交付が違法であるとする原告の主張は、採用できない。